

# 火災予防条例に基づく喫煙等の禁止場所 及び貯蔵又は取扱いの届出を要する物質の指定

昭和60年3月11日  
消防局告示第1号

改正 平成4年7月1日消防局告示第1号 平成23年1月28日消防局告示第3号  
平成24年9月27日消防局告示第1号 平成31年3月1日消防局告示第2号

昭和49年東大阪市消防局告示第1号（火災予防条例に基づく喫煙等の禁止場所及び貯蔵又は取扱いの届出を要する物質の指定）を次のように変更し、昭和60年4月1日から施行する。

東大阪市火災予防条例（昭和48年東大阪市条例第38号）第26条第1項及び第70条第1項の規定に基づき、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は火災予防上危険な物品をみだりに持ち込んで서는ならない場所及び消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で業務として貯蔵し、又は取り扱おうとする者が届け出なければならない物質を、次の通り指定する。

## 記

### 1 喫煙等の禁止場所

- (1) 喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は火災予防上危険な物品を持ち込んで서는ならない場所
  - ア 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場（以下「劇場等」という。）の舞台（大道具室、小道具室及びならくを含む。以下同じ。）及び客席。ただし、屋外観覧場の客席を除く。
  - イ 大規模な小売店舗（延べ面積が1,000平方メートル以上のもの）の売場
  - ウ 屋内展示場（延べ面積が500平方メートル以上のもの）の展示部分
  - エ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲。ただし、一般の住宅の用に供されている建造物及び当該文化財において行われる伝統的、宗教的行事における火気の取扱いを除く。
  - オ キャバレー、ナイトクラブ又はダンスホール（以下「キャバレー等」という。）の舞台
- (2) 危険物品を持ち込んで서는ならない場所

ア 劇場等（前号アに掲げる場所を除く。）の公衆の出入りする部分

イ キャバレー等の公衆の出入りする部分

2 業務として貯蔵し、又は取り扱おうとする者が届け出なければならない物質

(1) 核燃料物質

原子力基本法（昭和30年法律第186号）第3条第2号に規定する核燃料物質で次の表の左欄に掲げる種類に応じ当該右欄に掲げる数量以上のもの

種	類	数 量
(1)	ウラン 235 のウラン 238 に対する比率が天然の混合率であるウラン又はその化合物	ウランの量 300グラム
(2)	ウラン 235 のウラン 238 に対する比率が天然の混合率に達しないウラン又はその化合物	ウランの量 300グラム
(3)	前(1)又は前(2)の物質の1又は2以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの	ウランの量 300グラム
(4)	トリウム又はその化合物	トリウムの量 900グラム
(5)	前(4)の物質の1又は2以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの	トリウムの量 900グラム

(2) 放射性物質

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第2条第2項に規定する放射性同位元素及び放射性医薬品製造規則（昭和36年厚生省令第4号）第1条第1号に規定する放射性医薬品で、次の表の左欄に掲げる種類に応じ当該右欄に掲げる数量以上のもの（種類が2以上のものについては、それぞれの種類に応じた数量に対応する割合の和が1以上となるもの。）で濃度0.074キロベクレル毎グラム以上のもの

種	類	数 量
	ストロンチウム 90 及びアルファ線を放出するもの	3.7 キロベクレル
	物理的半減期が 30 日をこえる放射線を放出するもの（水素 3、ベリリウム 7、炭素 14、硫黄 35、鉄 55、鉄 59 若しくはストロンチウム 90 又はアルファ線を放出するものを除く）	37 キロベクレル
	物理的半減期が 30 日以下の放射線を放出するもの（フッ素 18、クロム 51、ゲルマニウム 71 及びタリウム 201 並びにアルファ線を放出するものを除く）又はイオウ 35、鉄 55 又は鉄 59	370 キロベクレル
	水素 3、ベリリウム 7、炭素 14、フッ素 18、クロム 51、ゲルマニウム 71 又はタリウム 201	3.7 メガベクレル

(3) 火薬類

火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）第 2 条に規定する火薬類で、次の表の左欄に掲げる種類に応じ当該右欄に掲げる数量以上のもの

種 類		数 量
火 薬		2.5 キログラム
爆 薬		1 キログラム
火 工 品	導火線 銃用雷管 信号雷管 実包又は空砲（建設用びよう打銃用空砲を除く。） 建設用びよう打銃用空砲 信号焰管、信号火せん又は煙火（がん具用煙火を除く。） がん具用煙火（クラッカーボールを除く。） がん具用煙火に該当するクラッカーボール 工業雷管、信管その他の火工品	100 メートル 1,000 個 15 個 500 個 1,000 個 2.5 キログラム 10 キログラム 2.5 キログラム 火薬にして 2.5 キログラム 爆薬にして 1 キログラムに相当する量

(4) 高圧ガス

ア 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 2 条に規定する高圧ガスのうち、次の表の左欄に掲げる種類に応じ、当該右欄に掲げる基準量以上のもの

種類	基準量
毒性ガス及び特殊高圧ガス（一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 53 号。以下「一般則」という。）第 2 条第 2 号及び第 3 号に定めるもの）	2 立方メートル
可燃性ガス（一般則第 2 条第 1 号に定めるもの） ただし、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）第 1 条の 10 第 1 項第 1 号及び第 3 号に掲げる物質を除く。	10 立方メートル
酸素、空気、亜酸化窒素	20 立方メートル
上記以外の高圧ガス（消防用設備等に使用する消火薬品等を除く。）	60 立方メートル

注 液化ガス 10 キログラムをもって容積 1 立方メートルとみなす。

イ アの左欄に掲げる高圧ガスのうち、種類を異にする 2 以上の高圧ガスを貯蔵し、

又は取り扱う場合において、当該貯蔵又は取扱いに係る高圧ガスの種類ごとの数量をそれぞれの基準量で除し、その商の和が1以上となるときは、届出基準量以上の高圧ガスを貯蔵し、又は取り扱っているものとみなす。

#### 附 則

この告示は、昭和60年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成4年7月1日消防局告示第1号）

この告示は、平成4年7月1日から施行する。

#### 附 則（平成23年1月28日消防局告示第3号）

この告示は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成24年9月27日消防局告示第1号）

この告示は、平成24年10月1日から施行する。

#### 附 則（平成31年3月1日消防局告示第2号）

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の火災予防条例に基づく喫煙等の禁止場所及び貯蔵又は取扱いの届出を要する物質の指定の規定は、この告示の施行の日以後に届出される高圧ガスについて適用する。